（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十三年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　平成二十三年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　平成二十三年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（平成十六年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成二十三年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第八十二号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直人**

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第八十三号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第八十四号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項、第十三条の二第二項及び第十四条第一項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。